（別紙６)

**鳥取県定期予防接種広域化事業委託契約書**

○○市町村長（以下「甲」という。）と公益社団法人鳥取県医師会長（以下「乙」という。）は、予防接種法（昭和２３年法律第６８号。以下「法」という。）第５条第１項の規定に基づく予防接種のうち、甲が県内他圏域の市町村に所在する医療機関において行う予防接種（以下「県内広域予防接種」という。）の実施について、次のとおり委託契約を締結する。

この場合において乙は、乙の会員等で県内広域予防接種に協力する旨を承諾し、かつ、本契約の締結についての権限を乙に委任した別記に掲げる協力医療機関（以下「丙」という。）に所属する医師（以下「丁」という。）の代理人として契約をするものとする。

ただし、甲と地区医師会又は医療機関との間で締結している現行の定期予防接種委託契約は、これを優先する。

（総則）

第１条　甲は、予防接種率の向上及び定期予防接種希望者の利便性を考慮した接種体制を推進するため、甲が実施する定期予防接種のうち、居住する圏域以外の医療機関において接種を希望する者を対象とし、本契約に基づき県内広域予防接種を実施するものとする。

（委託業務）

第２条　甲は、本契約をもって県内広域予防接種に係る業務の実施を丙及び丁に委託し、丙及び丁はこれを受託するものとする。

２　前項の規定に基づき丁が行う業務の範囲は、次の各号のとおりとする。

（１） 接種対象者の確認

（２） 予診

（３） ワクチンの接種

（４） 母子健康手帳への必要事項の記載

（５） 予防接種時の間違いの報告

（６） その他予防接種業務を行うために必要なこと

（委託業務の履行）

第３条　乙は、委託業務が円滑に遂行されるよう甲に協力するものとする。

２　丙及び丁は、予防接種法その他関係法令等を遵守し、業務を実施するものとする。

３　前項のほか、丙及び丁は、業務の実施に関して甲の指示に従わなければならない。

（委託期間）

第４条　この契約の有効期間は、△△○○年○○月○○日から△△○○年○○月○○日までとする。

２　この契約の有効期間は、前項に規定する期間の満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも何らの申出がないときは、１年を単位として更新するものとし、以後この例による。

（予防接種の種類）

第５条　県内広域予防接種の対象となる予防接種の種類は、法第５条第１項で規定する市町村が行う予防接種のうち、Ａ類疾病に係るものとする。

（委託料）

第６条　第２条に規定する委託業務に係る委託料は、甲と○○社団法人鳥取県○○医師会が契約している料金と同一とする。

（委託料の請求及び支払）

第７条　丙は、委託業務を実施した月ごとにとりまとめ、実施翌月の１５日までに委託料請求書（以下「請求書」という。）に予診票を添付して、直接甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、請求書を受理した日から起算して３０日以内に、直接丙に委託料を支払うものとする。

（予防接種による健康被害等に対する措置）

第８条　甲は、この契約に基づき丁が実施した予防接種により健康被害等の事故が生じたときは、甲はその処理に当たるものとし、乙、丙及び丁は甲に協力するものとする。

２　前項の場合において、甲は、当該事故に対する救済措置を講ずるとともに、被接種者に生じた損失を補償するものとする。

３　前項の規定により甲が損失の補償を行う場合は、当該損失の発生について丙及び丁に故意又は重大な過失がある場合を除き、甲は丙及び丁に対する求償権を有しないものとする。

（契約の解除）

第９条　甲又は乙の事情によりこの契約の履行が不可能となったときは、甲又は乙はこの契約を解除することができる。

２　この契約を解除する場合は、甲又は乙が１か月前までに相手方に文書で通知するものとする。

（守秘義務）

第１０条　乙、丙及び丁は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（協議事項）

第 １１条　この契約書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

　　年　　月　　日

甲 （住所）

○○市（町・村）長　　　　 ㊞

乙 鳥取県鳥取市戎町３１７

公益社団法人 鳥取県医師会

会長 ㊞

（別記）

　　年　　月　　日現在

○○地区協力医療機関名簿

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| NO. | 医療機関名 | 所在地 | 電話番号 | 備考 |
| 1 |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |
| 9 |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |